

## **【研修⑤】校内支援体制・就学支援Ⅰ&Ⅱ**

### 1 ご参加の皆様から（ご質問など）

- (1) コーディネーターとしての仕事内容（動き）
- (2) 就学相談を行う時に、保護者にどのような話をすればよいか、またその判断基準を迷う時がある。
- (3) 校内支援体制について・自立活動
- (4) 通級指導のやり方
- (5) 保護者への働きかけ
- (6) 保護者の思いと児童の実態が違う時、保護者に寄り添いたいが、児童の今後も考えるとなかなか合意形成に進まないです。
- (7) 特性に応じた適切な指導方法

### 2 本日本日お伝えしたいこと

- (1) 就学相談
  - ・ 支援級，支援学校，通級の就学基準と教育課程
  - ・ 保護者支援と合意形成
- (2) 校内支援体制
  - ・ 通常の学級での支援が基本→ 教研式知能検査「サポート」を生かそう
  - ・ 小学校学習指導要領を見てみよう

## I 就学基準と教育課程

- 1 支援級 「障害ある」が 基本です
- 2 要確認！ 自情級の 基準とは？
- 3 「自閉症」 “3特性” って 何だっけ？ (こだわり, 感覚過敏, 適応困難)
- 4 はて？はてな？ 「情緒障害」 何ですか？
- 5 支援級 国語と算数 だけは NO
- 6 支援級 自立活動 必須です
- 7 知的級 体験的な 学びもね
- 8 知的級 2学年下 基準かな
- 9 そりゃないよ 知的が無理なら 自情級
- 10 実はある！ 「通常級で 配慮」規定

小学校学習指導要領【国語編】  
4章「指導計画作成上の配慮事項」  
(P.159)

### ○ 障害のある児童への配慮についての事項

「通常の学級においても、発達障害を含む障害のある児童が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援・・・」

例えば、国語科における配慮として、次のようなものが考えられる。・文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、自分がどこを読むのかが分かるように教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと、行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意すること、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意すること、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用することなどの配慮をする。・自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが困難な場合には、児童の日常的な生活経験に関する例文を示し、行動や会話文に気持ちが込められていることに気付かせたり、気持ちの移り変わりが分かる文章の中のキーワードを示したり、気持ちの変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。・声を出して発表することに困難がある場合や、人前で話すことへの不安を抱えている場合には、紙やホワイトボードに書いたものを提示したり、ICT機器を活用して発表したりするなど、多様な表現方法が選択できるように工夫し、自分の考えを表すことに対する自信がもてるような配慮をする。

11 支援校 手帳は必須じゃ ないですよ

12 知的級 視野に入れてね 高等部

## II 保護者支援と合意形成

13 その実態 過去のように 伝えても

14 前よりは よくなって きましたよ・・・

15 人ごとの うちに特支の 啓発を

16 まず支援 受容は後から ついてくる

17 診断と 告知を支える 支援歴

18 傷つけた？ 愛情不足の 一言で

19 どっちかな？ 「親が変われば 子も変わる」

「子ども変えれば 親変わる」

20 子育ては きれいごとでは すまぬもの